

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

41

### 告 示（選）

- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定（二件）……………五
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………七
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………八
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えるに八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総

数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………八

### 告 示（選）

#### ●東京都選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都八王子市第二支部、八王子活性化研究会及び村田光男後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年四月十二日

#### 東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都八王子市第二支部の部1収入総額の項中「3,150,000」を「3,450,000」に改め、同部2支出総額の項中「1,4685」を「4,1685」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「3,150,000」を「3,450,000」に、

法人その他の団体からの寄附	100,000	を
法人その他の団体からの寄附	100,000	を
政治団体からの寄附	300,000	に

改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「森ジャーナルオンライン」	100,000	埼玉県川口
「森ジャーナルオンライン」	100,000	埼玉県川口
「森ジャーナルオンライン」	100,000	埼玉県川口

（政治団体からの寄附）（金額）（事務所の所在地）に

八王子活性化研究会の部1収入総額の項中「5,886,830」を「6,386,830」に、

同部2支出総額の項中「443,419」を「943,419」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,809,935」を「2,309,935」に、「309,935」を「809,935」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「都議会民主躍進の会」	309,935	江東区
「都議会民主躍進の会」	309,935	江東区
「都議会自由民主党」	500,000	立川市

改める。

村田光男後援会の部1収入総額の項中「4,160,175」を「2,660,175」に、「2,900,334」を「1,400,334」に改め、同部2支出総額の項中「4,160,175」を「2,660,175」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2,900,000」を「1,400,000」に改め、同部4寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「杉本 壽子」	100,000	八王子市
「宮崎 里美」	1,500,000	東大和市
「杉本 壽子」	100,000	八王子市

改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

<p>二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都中央区第2支部、自由民主党東京都世田谷区第五支部、自由民主党東京都足立区第3支部、自由民主党東京都八王子市第二支部、自由民主党東京都武蔵野市第三支部、自由民主党東京都府中市第2支部、八王子活性化研究会及び村田光男後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号）の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成二十九年四月十二日 東京都選挙管理委員会</p> <p>自由民主党東京都中央区第2支部の部1収入総額の項中「16,458,439」を「16,658,439」と、「16,431,200」を「16,631,200」に改め、同部2支出総額の項中「584,315」を「784,315」に改め、同部3本年收入の内訳の項中「7,800,000」を「8,000,000」と、「2,300,000」を「2,500,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「東京都歯科医師連盟 100,000 中央区」を 「東京都歯科医師連盟 100,000 中央区」 「東京都歯科医師連盟 100,000 中央区」 京橋支部 都議会自由民主党 200,000 町田市 に改める。 自由民主党東京都世田谷区第五支部の部1収入総額の項中「5,252,000」を「5,452,000」に改め、同部2支出総額の項中「2,472,808」を「2,672,808」に改め、同部3本年收入の内訳の項中</p>	<p>「寄附の総額 800,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 800,000 を</p> <p>法人その他の団体からの寄附 800,000」</p> <p>「寄附の総額 1,000,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 1,000,000 には</p> <p>法人その他の団体からの寄附 800,000</p> <p>政治団体からの寄附 200,000」</p> <p>改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「株式会社イナラソニ 100,000 渋谷区」を ソラ 「株式会社イナラソニ 100,000 渋谷区」 ソラ （政治団体からの寄附）（金額）（事務所の所在地）</p> <p>都議会自由民主党 200,000 町田市」</p> <p>改める。 自由民主党東京都足立区第3支部の部1収入総額の項中「29,698,905」を「29,898,905」と、「27,770,437」を「27,970,437」と改め、同部2支出総額の項中「5,304,835」を「5,504,835」と改め、同部3本年收入の内訳の項中「26,425,437」を「26,625,437」と、「2,560,000」を「2,760,000」と改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「東京都不動産政治連盟 150,000 千代田区」を 「東京都不動産政治連盟 150,000 千代田区」 都議会自由民主党 200,000 町田市」に改める。</p>	<p>自由民主党東京都八王子市第二支部の部1収入総額の項中「14,249,685」を「14,549,685」と、「114,685」を「414,685」に改め、同部2支出総額の項中「903,078」を「1,203,078」に改める。</p> <p>自由民主党東京都武蔵野市第三支部の部1収入総額の項中「10,925,749」を「11,125,749」に改め、同部2支出総額の項中「126,937」を「326,937」に改め、同部3本年收入の内訳の項中「10,349,000」を「10,549,000」に、「2,190,000」を「2,390,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「島崎義司後援会 900,000 武蔵野市」を 「島崎義司後援会 900,000 武蔵野市」 都議会自由民主党 200,000 町田市」に改める。</p> <p>自由民主党東京都府中市第二支部の部1収入総額の項中「1,660,530」を「1,860,530」と、「600,000」を「800,000」と改め、同部2支出総額の項中「1,060,530」を「1,260,530」に改め、同部3本年收入の内訳の項中</p> <p>「寄附の総額 600,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 600,000 を</p> <p>個人からの寄附 600,000」</p> <p>「寄附の総額 800,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 800,000 には</p> <p>個人からの寄附 600,000</p> <p>政治団体からの寄附 200,000」</p> <p>改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「須藤 春子 500,000 府中市」を</p>
---	---	---

<p>「須藤 春子 500,000 府中市 (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 都議会自由民主党 200,000 東久留米市」に改める。</p> <p>八王子活性化研究会の部1収入総額の項中「548,419」を「1,048,419」に、「443,419」を「943,419」に改め、同部2支出総額の項中「186,914」を「686,914」に改める。</p> <p>村田光男後援会の部1収入総額の項中「6,808,973」を「2,660,723」に、「4,160,175」を「2,660,175」に、「2,648,798」を「548」に改め、同部2支出総額の項中「6,703,973」を「2,555,723」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p>	<p>「寄附の総額 2,648,250</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 2,648,250</p> <p>個人からの寄附 2,648,250</p> <p>その他の収入 548</p> <p>「その他の収入 548」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項を削る。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第四十九号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都中央区第2支部、自由民主党東京都世田谷区第五支部、自由民主党東京都足立区第3支部、自由民主党東京都八王子市第二支部、自由民主党東京都立</p>
<p>川市第三支部、自由民主党東京都武蔵野市第三支部、自由民主党東京都府中市第2支部、八王子活性化研究会及び村田光男後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第十六号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成二十九年四月十二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>自由民主党東京都中央区第2支部の部1収入総額の項中「12,606,315」を「12,806,315」に、「584,315」を「784,315」に改め、同部2支出総額の項中「175,035」を「375,035」に改める。</p> <p>自由民主党東京都世田谷区第五支部の部1収入総額の項中</p> <p>「収入総額 2,472,808</p> <p>前年繰越額 2,472,808</p> <p>本年収入額 0</p> <p>「収入総額 3,322,808</p> <p>前年繰越額 2,672,808</p> <p>本年収入額 650,000」に改め、同部2支出総額の項中「2,472,808」を「3,322,808」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附の総額 650,000 政党匿名分を除く寄附の額 650,000 政治団体からの寄附 650,000</p> <p>4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者)</p>
<p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 都議会自由民主党 650,000 渋谷区 自由民主党東京都足立区第3支部の部1収入総額の項中「13,112,435」を「13,312,435」に、「5,304,835」を「5,504,835」に改め、同部2支出総額の項中「3,622,435」を「3,822,435」に改める。</p> <p>自由民主党東京都八王子市第二支部の部1収入総額の項中「7,953,078」を「8,253,078」に、「903,078」を「1,203,078」に改め、同部2支出総額の項中「541,848」を「841,848」に改める。</p> <p>自由民主党東京都立川市第三支部の部1収入総額の項中「4,566,500」を「5,016,500」に、「400,000」を「850,000」に改め、同部2支出総額の項中「4,554,610」を「5,004,610」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「350,000」を「800,000」に、「230,000」を「680,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「200,000」を「650,000」に改める。</p> <p>自由民主党東京都武蔵野市第三支部の部1収入総額の項中「1,820,937」を「2,020,937」に、「126,937」を「326,937」に改め、同部2支出総額の項中「85,358」を「285,358」に改める。</p> <p>自由民主党東京都府中市第2支部の部1収入総額の項中「1,560,530」を「1,760,530」に、「1,060,530」を「1,260,530」に改め、同部2支出総額の項中「863,347」を「1,063,347」に改める。</p> <p>八王子活性化研究会の部1収入総額の項中「206,914」</p>	

を「706,914」に、「186,914」を「686,914」に改め、同部  
 2支出総額の項中「72,424」を「572,424」に改める。  
 村田光男後援会の部1収入総額の項中「8,205,031」を  
 「2,556,781」に、「6,703,973」を「2,555,723」に、  
 「1,501,058」を「1,058」に改め、同部3本年収入の内訳  
 の項中  
 「寄附の総額 1,500,000  
 政党派名分を除く寄附の額 1,500,000  
 個人からの寄附 1,500,000  
 を  
 その他の収入 1,058」  
 「その他の収入 1,058」に  
 改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項  
 を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に  
 ついて、自由民主党東京都第八選挙区支部、自由民主東  
 京都第十九選挙区支部、民進党東京都第18区総支部、自  
 由民主党東京都支部連合会、自由民主党東京都中央区第2  
 支部、自由民主党東京都中央区第二十八支部、自由民主  
 東京都世田谷区第五支部、自由民主党東京都荒川区第十五  
 支部、自由民主党東京都足立区第3支部、自由民主東  
 都八王子市第二支部、自由民主党東京都立川市第三支部、  
 自由民主党東京都武蔵野市第三支部、自由民主党東京都府  
 中市第2支部、菅直人を応援する会、八王子活性化研究会、  
 米山真吾後援会及び豊かな狛江をつくる市民の会から訂正  
 の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、

政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管  
 理委員会告示第百六十三号)の一部を次のように訂正する。  
 平成二十九年四月十二日  
 東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第八選挙区支部の部3本年収入の内訳  
 の項中「6,080,000」を「6,380,000」に、「1,600,000」を  
 「1,900,000」に、「14,300,000」を「14,000,000」に、  
 「8,160,000」を「7,860,000」に改め、同部5寄附の内訳  
 (年間5万円を超えるもの)の項中  
 「日本医師連盟 500,000 文京区」を  
 「日本医師連盟 500,000 文京区  
 日本薬剤師連盟 300,000 新宿区」に  
 改め、同部6特定パーティーの概要の項中「8,160,000」を  
 「7,860,000」に、「816」を「786」に改める。

自由民主党東京都第十九選挙区支部の部1収入総額の項  
 中「33,469,944」を「34,469,944」に、「29,462,000」を  
 「30,462,000」に改め、同部2支出総額の項中  
 「31,398,175」を「31,427,302」に、「2,071,769」を  
 「3,042,642」に改め、同部3本年収入の内訳の項中  
 「8,430,000」を「9,430,000」に、「8,380,000」を  
 「9,380,000」に改め、同部4支出の内訳の項中  
 「13,427,116」を「13,456,243」に、「7,918,776」を  
 「7,947,903」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超  
 えるもの)の項中「6,380,000」を「7,380,000」に改める。  
 民進党東京都第18区総支部の部2支出総額の項中  
 「41,221,584」を「41,212,734」に、「13,176,686」を  
 「13,185,536」に改め、同部4支出の内訳の項中  
 「17,305,056」を「17,296,206」に、「11,617,348」を

「11,608,498」に改める。  
 自由民主党東京都支部連合会の部4支出の内訳の項中  
 「3,617,163」を「5,617,163」に、「17,904,633」を  
 「15,904,633」に改める。

自由民主党東京都中央区第2支部の部1収入総額の項中  
 「8,902,635」を「9,102,635」に、「175,035」を  
 「375,035」に改め、同部2支出総額の項中「109,881」を  
 「309,881」に改める。

自由民主党東京都中央区第二十八支部の部1収入総額の  
 項中  
 「収入総額 0」を  
 「収入総額 19,200  
 前年繰越額 0  
 本年収入額 19,200」  
 改め、同部2支出総額の項中  
 「支出総額 0」を  
 「支出総額 19,200  
 (翌年への繰越額) 0」  
 改め、同項の次に次のように加える。

3 本年収入の内訳  
 個人の負担する党費又は会費 19,200  
 (55人)  
 4 支出の内訳  
 政治活動費 19,200  
 組織活動費 19,200  
 自由民主党東京都世田谷区第五支部の部1収入総額の項  
 中「6,902,808」を「8,152,808」に、「2,472,808」を  
 「3,322,808」に、「4430,000」を「4,830,000」に改め、同

<p>部2支出総額の項中「4,116,161」を「5,366,161」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「寄附の総額」 1,000,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 1,000,000</p> <p>個人からの寄附 1,000,000</p> <p>「寄附の総額」 1,400,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 1,400,000</p> <p>個人からの寄附 1,000,000</p> <p>政治団体からの寄附 400,000</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>「多田 尚弘」 100,000</p> <p>「多田 尚弘」 100,000</p> <p>(政治団体からの寄附(金額) (事務所のある地) 在地に)</p> <p>円</p> <p>都議会自由民主党 400,000</p> <p>江戸川区</p> <p>改め。</p> <p>自由民主党東京都荒川区第十五支部の部1収入総額の項中「1,527,800」を「1,627,800」に、「1,518,000」を「1,618,000」に改め、同部2支出総額の項中「39,830」を「139,830」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 400,000</p> <p>自由民主党荒川総支部 400,000</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 500,000</p> <p>自由民主党荒川総支部 400,000</p>	<p>自由民主党東京都第十四選挙区支部 100,000</p> <p>改め。</p> <p>自由民主党東京都足立区第3支部の部1収入総額の項中「12,509,407」を「12,709,407」に、「3,622,435」を「3,822,435」に改め、同部2支出総額の項中「629,407」を「829,407」に改め。</p> <p>自由民主党東京都八王子市第二支部の部1収入総額の項中「7,921,848」を「8,221,848」に、「541,848」を「841,848」に改め、同部2支出総額の項中「611,848」を「911,848」に改め。</p> <p>自由民主党東京都立川市第三支部の部1収入総額の項中「5,554,610」を「6,004,610」に、「4,554,610」を「5,004,610」に改め、同部2支出総額の項中「4,077,907」を「4,527,907」に改め。</p> <p>自由民主党東京都武蔵野市第三支部の部1収入総額の項中「2,695,358」を「2,895,358」に、「85,358」を「285,358」に改め、同部2支出総額の項中「130,41」を「213,041」に改め。</p> <p>自由民主党東京都府中市第二支部の部1収入総額の項中「1,363,347」を「1,563,347」に、「863,347」を「1,063,347」に改め、同部2支出総額の項中「413,347」を「613,347」に改め。</p> <p>菅直人を応援する会の部2支出総額の項中「30,275,508」を「30,283,127」に、「11,936,292」を「11,928,673」に改め、同部4支出の内訳の項中「14,390,581」を「14,398,200」に、「7,580,817」を「7,589,667」に、「1,599,800」を「1,598,569」に改め。</p>	<p>八王子活性化研究会の部1収入総額の項中「6,747,424」を「7,247,424」に、「72,424」を「572,424」に改め、同部2支出総額の項中「1,116,045」を「1,616,045」に改め。</p> <p>米山真吾後援会の部1収入総額の項中「922,132」を「973,561」に、「919,000」を「970,429」に改め、同部2支出総額の項中「920,784」を「972,213」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「660,000」を「711,429」に改め、同部4支出の内訳の項中「217,034」を「268,463」に、「181,145」を「232,574」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「150,000」を「201,429」に改め。</p> <p>豊かな狛江をつくる市民の会の部2支出総額の項中「957,789」を「1,135,869」に、「2,087,899」を「1,909,819」に改め、同部4支出の内訳の項中「672,318」を「850,398」に、「509,273」を「687,353」に、「390,788」を「568,868」に改め。</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第五十一号</p> <p>公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。</p> <p>平成二十九年四月十二日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p>		

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	京橋区民館	中央区京橋二丁目6番7号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	京橋ブラザ区民館	中央区銀座一丁目25番3号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	銀座区民館	中央区銀座四丁目13番17号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	新富区民館	中央区新富一丁目13番24号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	明石町区民館	中央区明石町14番2号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	八丁堀区民館	中央区八丁堀四丁目13番12号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	新川区民館	中央区新川一丁目26番1号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	堀留町区民館	中央区日本橋堀留町一丁目1番1号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	人形町区民館	中央区日本橋人形町二丁目14番5号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	久松町区民館	中央区日本橋久松町1番2号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	浜町区民館	中央区日本橋浜町三丁目37番1号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	新場橋区民館	中央区日本橋兜町11番9号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	佃区民館	中央区佃二丁目17番8号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	月島区民館	中央区月島二丁目8番11号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	勝どき区民館	中央区勝どき一丁目5番1号

平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	豊海区民館	中央区勝どき六丁目7番8号
平成29年2月24日	中央区選挙管理委員会	晴海区民館	中央区晴海一丁目8番6号

●東京都選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい  
う。）第百六十一条第一項第三号（漁業法（昭和二十四年  
法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を  
含む。）の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人  
演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出  
政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、  
法第百六十一条第三項の規定により報告があつた。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成29年3月9日	杉並区選挙管理委員会	産業商工会館（展示室）	杉並区阿佐谷南三丁目2番19号

●東京都選挙管理委員会告示第五十三号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設とし  
ての指定を取り消した旨、報告があつた。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成29年3月2日	世田谷区選挙管理委員会	上馬地区会館	世田谷区上馬四丁目3番20号

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

エスケアリビング墨田 墨田区東向島三丁目六番二号

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

二二四、五七七

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法

律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

一、五〇三、六〇六

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年四月十二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	16,270
中央区選挙区	41,014
港区選挙区	65,641
新宿区選挙区	89,029
文京区選挙区	58,753
台東区選挙区	53,200



墨田区選挙区	74,048	西東京市選挙区	55,593	
江東区選挙区	134,970	西多摩選挙区	70,329	
品川区選挙区	107,798	南多摩選挙区	65,683	
目黒区選挙区	77,586	北多摩第一選挙区	85,244	
大田区選挙区	167,380	北多摩第二選挙区	54,969	
世田谷区選挙区	192,235	北多摩第三選挙区	86,972	
渋谷区選挙区	62,849	北多摩第四選挙区	53,272	
中野区選挙区	92,668	島部選挙区	7,425	
杉並区選挙区	146,493			
豊島区選挙区	76,770			
北区選挙区	95,552			
荒川区選挙区	56,163			
板橋区選挙区	144,029			
練馬区選挙区	167,285			
足立区選挙区	159,934			
葛飾区選挙区	125,293			
江戸川区選挙区	159,167			
八王子市選挙区	144,971			
立川市選挙区	50,438			
武蔵野市選挙区	40,680			
三鷹市選挙区	51,566			
青梅市選挙区	38,389			
府中市選挙区	70,870			
昭島市選挙区	31,195			
町田市選挙区	118,524			
小金井市選挙区	33,387			
小平市選挙区	52,018			
日野市選挙区	50,852			

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。